

厚生労働省が災害救助法に準じて示している1戸あたりの標準仕様は、広さが29.7㎡、価格が238万7000円となっています。それ以外の細かな仕様は、被災地の都道府県に委ねられています。

□災害救助法

第二章 救助

第22条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第23条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一. 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四. 医療及び助産
- 五. 災害にかかった者の救出
- 六. 災害にかかった住宅の応急修理
- 七. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八. 学用品の給与
- 九. 埋葬
- 十. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

□災害救助法の概要

【災害救助法】（昭和22年10月18日法律第118号）

1 目的
災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制
災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準
災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- [1] 避難所、応急仮設住宅の設置
- [2] 食品、飲料水の給与
- [3] 被服、寝具等の給与
- [4] 医療、助産
- [5] 被災者の救出
- [6] 住宅の応急修理
- [7] 学用品の給与
- [8] 埋葬
- [9] 死体の捜索及び処理
- [10] 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

- ア 普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100
- イ 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分 80/100
- ウ 普通税収入見込額の4/100をこえる部分 90/100

7 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

□災害救助基準／H22年度（厚生労働省）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理ができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規模 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする

⇒実施体制：（厚生労働省 HP より）

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助しています。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができます。

□一方、建築基準法では・・・

【仮設建築物に対する制限の緩和】

第85条 ……応急仮設建築物の建築で、その災害した日から1ヶ月以内にその工事に着工するものについては建築基準法令の規定は適用しない。・・・

【災害後20日以内に着工できない応急仮設住宅は、2項規定で対応】

第85条2 災害があった場合において・・・公益上必要な用途に供する応急仮設建築物・・・

〇応急仮設住宅にみる歴史

□古くは・・・関東大震災時に



靖国神社に設置された仮設住宅（1923）
出典：Wikipedia「仮設住宅」

日本における最初の応急仮設住宅は1923年9月1日の関東大震災（神奈川県相模沖を震源としてM7.9被害～半壊以上の住宅被害372,659棟／死者・行方不明者10万5千人余）で供給された同潤会住宅だとされています。

当時の応急仮設住宅の供給思想は「職業の種類又は収入の程度に依り、或は自ら住宅を建設し又は適當の借家を借入る力ある者はなきに非ざるに依り、是等は當然必要数より除去し直に住宅を建設し又は高価なる家賃を支払ふ能力なき者のみに限らざるべからず。」とあり、自らの資力では住宅を確保することが出来ないものを対象としていました。

「同潤会仮住宅」は集団バラックの撤去に伴う居住者を収容する目的で設置されました。つまり、「同潤会仮住宅」は「バラック」から恒久住宅への移行期の住宅と位置付けられます。そして「同潤会仮住宅」の居住者には同潤会普通住宅への優先入居権が与えられました。

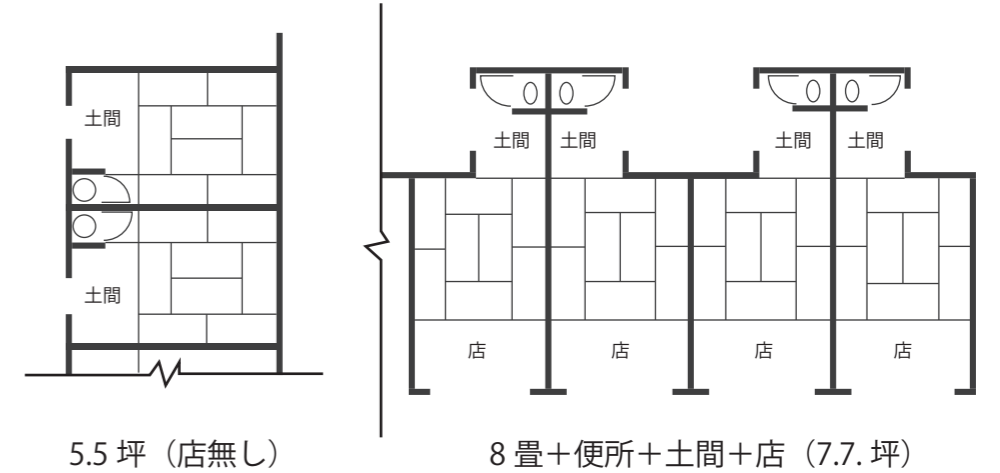
□同潤会による住宅供給

同潤会は、1924（大正13）年、震災で大量に焼失した住宅の供給を行なうため、義援金により設立された財団法人であり、内務省社会局の外局として運営され、住宅営団に事業が引き継がれる1941（昭和16）年までの18年間存続しました。

また、1926年から1933年にかけて、代官山や青山などに15団地、2,500戸の鉄筋コンクリート造のアパートメントハウスを建設し、これらの同潤会によるアパートは、戦後の団地計画や住宅供給における実験的な役割を果たしました。

バラック（英：barracks）
空き地や災害後の焼け跡などに建設される仮設の建築物のことで、当面の間に合わせであり、材料も上質なものを用いず、簡易な構造で造られています。
※通常の日本語では、次のようなものはバラックと呼びません
博覧会・イベントの仮設建造物、住宅展示場のモデル住宅、（災害後に）行政などが組織的に提供する仮設住宅

□同潤会仮住宅の平面



□同潤会仮住宅の仕様

基礎	床下玉石地形
軸部	屋根流シ造、軸部米材、内外壁、エゾ板張
床	屋室畳敷、入口、炊事場、土間トス
壁	外部八和風下見張、防腐剤塗、内部堅羽目板目板打
天井	裏板兼用エゾ板張トス
屋根	亜鉛引波形鉄板葺トス
建具	外廻りハ硝子障子内部ハ紙張障子及板戸トス
付帯設備	敷地内幹線道路ハ砂利道トシ下水ニハ主トシテ木製開渠トシ其他一般ニ塵芥箱物干杭等ノ設備ヲナス

参考文献：

牧 紀男『自然災害後の「応急居住空間」の変遷とその整備手法に関する研究』、Kyoto University（京都大学）、1997-03-24より引用